

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の5第4項
処 分 の 概 要	教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の5第4項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第56条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）</p>
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	3日（書換えにあつては即日）（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考	